

子ども医療費助成事業(現物給付)について

1 対象者

18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（高校生相当年齢まで）で鹿屋市にお住まいのお子様



2 助成内容

鹿児島県内の病院・薬局・歯科・訪問看護・柔道整復において入院・外来に関わらず保険証で受診をした一部負担金の支払いがなくなります。

- ※ 健康診断、予防接種、入院時の食事代等、保険診療外の費用は対象ではありません。
- ※ 各保険から給付される高額療養費、家族療養付加給付金等
- ※ 鹿児島県外の医療機関等の受診分や、保険適用となる眼鏡等の治療用補装具は無料になりません。一度支払いをした後で、申請をしていただき指定の口座にお振込みとなります。
- ※ 学校や幼稚園の管理下で発生した怪我等により、独立行政法人日本スポーツ振興センターから給付される「災害共済給付金」の対象となるものについては、対象外です。
- ※ 第三者行為(交通事故等の第三者による加害行為)による傷病にかかる診療は対象外です。

3 申請方法

○鹿児島県内の医療機関等を受診する場合、マイナ保険証等と受給資格者証（紫色）を提示すると保険診療に係る一部負担金が無料になります。

※ 入院等で医療費が高額になりそうな時は、必ず加入の健康保険組合で限度額認定証の交付を受けて、資格者証（紫色）と一緒に病院に提示してください。

なお、マイナ保険証で高額療養費の限度額区分を医療機関等が確認できる場合は、限度額認定証は不要です。

○鹿児島県外の医療機関等を受診する場合、資格者証（紫色）は、使えません。医療機関等の窓口で費用の支払いが発生します。保険点数の明記された領収書と資格者証（紫色または白色）を、ひと月分をすべてまとめて本庁の子育て支援課（18番窓口）または各総合支所住民サービス課の窓口までお持ちください（レシートでは受付できません）。

※申請期間は、受診の翌月から数えて6か月以内ですので、期間内に申請してください。

※助成金の振込は、最も早くて受診の2か月後です。

○転出するとき等は、受給資格がなくなりますので、必ず受給資格者証の返還の手続にいらしてください。

○婚姻等で世帯の状況が変わったときや、受給資格者証に記載してある内容に変更が生じた場合は、保険証と受給資格者証を持参し、必ず本庁子育て支援課（18番窓口）または、各総合支所住民サービス課で変更手続を行ってください。

○受給資格者証を紛失した場合は、保険証を持参し、再交付手続を行うことができます。

○医療機関等を受診する際は、適正受診にご協力ください。

○予防接種などを受けて病気や感染症の流行からお子さんの体を守りましょう。

（裏面を参照ください。）



～かしこい小児救急の受診の仕方～

小児の救急医療を守るため、深夜の不要・不急の受診をなるべくお控えいただけるよう、次の相談窓口などをご利用ください！

【小児救急電話相談】「#8000」番をダイヤル

県では、夜間におけるお子さんの急な病気について、看護師等が救急処置や医療機関の受診の必要性などの助言を行う「鹿児島県小児救急電話相談」を実施しています。

○相談対象者 おおむね 15 歳未満の子どもの保護者等

○受付時間 平日・土曜日 19 時～翌朝 8 時
日曜日・祝日・年末年始 8 時～翌朝 8 時

○電話番号 「#8000」番（又は 099-254-1186）

携帯電話からも利用可能

※ダイヤル式電話・光電話・IP 電話及び市外局番が「0986」の地域の固定電話からは、「099-254-1186」におかけください。

【こどもの救急】(<http://kodomo-qq.jp>)

公益社団法人 日本小児科学会が作成しているホームページです。
夜間や休日などの診療時間外に病院を受診するかどうか、判断の目安を提供しています。



【予防接種】

予防接種は、病気から体を守り、感染症の流行を防ぐために行います。
各予防接種によって対象年齢や接種方法などが決められていますので、母子健康手帳で接種歴を確認しながら、お子さんの体調がいいときに接種を受けましょう。

